

## 【ロシア】チェルノブイリ原発事故被害者の社会的支援に関する法改正

海外立法情報課 徳永 俊介

\* 2018年6月4日に連邦法「チェルノブイリ原発事故の結果放射線被害を受けた市民の社会的保護について」が改正され、子供に対する社会的支援の条件が緩和された。

### 1 チェルノブイリ原発事故とチェルノブイリ法

ソ連時代の1986年4月26日に発生したチェルノブイリ原発事故の後、1990年に設立された非政府組織「ロシア『チェルノブイリ』同盟」<sup>1</sup>を中心とした原発事故収束作業員の権利保護運動を契機として、1991年5月15日連邦法第1244-1号「チェルノブイリ原発事故の結果放射線被害を受けた市民の社会的保護について」<sup>2</sup>（以下「チェルノブイリ法」）が成立した。1991年12月のソ連解体によってチェルノブイリ原発が所在する国はウクライナとなったが、ロシアにも西部のブリャンスク州に汚染地域が存在し<sup>3</sup>、チェルノブイリ法が継承されている<sup>4</sup>。

### 2 チェルノブイリ法の概要

#### (1) 立法目的と構成

チェルノブイリ法は、全7章49か条で構成される。第1条は、原発事故の被災者及び原発事故収束作業に従事した者の権利と利益の保護を定め、同時に社会的支援の分野における政策方針を規定することを立法目的として明記している。社会的支援については、第4条において、チェルノブイリ法及びその他の連邦法に基づきチェルノブイリ原発事故によって被災した市民に対して社会保障を提供する制度であると定めている。その上で、各条において汚染地域の区分や社会的支援の対象者及びその条件等を詳細に規定している。

#### (2) 汚染地域の概念

チェルノブイリ法では、第8条から第11条にかけて原発事故による汚染地域を、①隔離地域（第8条）、②退去地域（第9条）、③移住権付居住地域（第10条）、④特惠的社会・経済ステータス付居住地域（第11条）の4種類に分類している。隔離地域においては恒常的居住が禁止されているが、その他の3地域では認められている。退去地域及び移住権付居住地域の一部では、政府の定めるセシウム137による土壌汚染濃度や年間平均実効被曝量の基準値を越えた場合に、汚染地域でない地域への移住権が付与され、移住する際に社会的支援を受けること

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年9月7日である。

<sup>1</sup> ロシア「チェルノブイリ」同盟公式サイト Общероссийский союз общественных объединений «Союз «Чернобыль» России» <<http://www.souzchernobyl.ru/>>

<sup>2</sup> ЗАКОН РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ от 15.05.1991 № 1244-I О социальной защите граждан, подвергшихся воздействию радиации вследствие катастрофы на Чернобыльской АЭС <<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102011440>> ロシアにおけるチェルノブイリ法の和訳（第1条から第20条）は次頁に記載の参考文献を参照。

<sup>3</sup> ロシア政府決議「チェルノブイリ原発事故による放射線汚染地域に位置する居住地域一覧の承認について」 ПРАВИТЕЛЬСТВО РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ ПОСТАНОВЛЕНИЕ от 08.10.2015 № 1074 МОСКВА Об утверждении перечня населенных пунктов, находящихся в границах зон радиоактивного загрязнения вследствие катастрофы на Чернобыльской АЭС <<http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102379921>>

<sup>4</sup> 同事故の被災者等支援に関する法律は、ロシアのほかウクライナ、ベラルーシでも制定されている。ウクライナ法の概要及び和訳は『衆議院チェルノブイリ原子力発電所事故等調査議員団報告書』2011.12. <[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/shiryo/201110chernom.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/201110chernom.htm)> を参照。

が可能になる。詳細は表のとおりである。

表 チェルノブイリ法における汚染地域の区分

隔離地域 (第8条)	チェルノブイリ原発から30キロメートル以内の地域で、国の放射性安全基準に従い、1986~1987年に住民が避難した地域。恒常的居住は禁止され、経済活動・自然利用も政府により制限される。
退去地域 (第9条)	セシウム137土壌汚染濃度15キュリー/㎥以上又はストロンチウム90土壌汚染濃度3キュリー/㎥以上等。土壌汚染濃度及び年間平均実効被曝量が一定の基準を上回った地域は居住不可。居住可能な地域の住民には移住権が付与され、移住の際に政府から社会的支援を受けることができる。
移住権付居住地域 (第10条)	セシウム137土壌汚染濃度5キュリー/㎥以上等。居住可能だが、土壌汚染濃度及び年間平均実効被曝量が一定の基準を上回った場合は住民に移住権が付与され、退去地域同様、移住の際に政府から社会的支援を受けることができる。
特惠的社会・ 経済ステータ ス付居住地域 (第11条)	セシウム137土壌汚染濃度1~5キュリー/㎥以上及び年間平均実効被曝量1ミリシーベルト以下。居住可能で、住民には移住権は付与されず、移住の際の社会的支援は受けることができない。ただし、医療的及び経済的支援は他の地域と同じく受けることができる。

(出典) チェルノブイリ法を基に筆者作成。

### (3) 子供に対する社会的支援の定義

第25条では、子供に対する社会的支援の内容を、①医療施設での治療期間における両親等の子供への付添い、②当該期間における一時的手当金の給付(15歳未満の子供に限る)、③普通教育施設への通学をしていない場合の食費の補助等と具体的に定めている。また、その対象となる者の条件を、①原発事故から避難した日に胎児であった者を含む18歳未満の子供、②両親又は父母のどちらかが原発事故によって被曝した後に生まれた子孫と規定している。

## 3 今回の法改正

2018年6月4日連邦法第144号「連邦法『チェルノブイリ原発事故の結果放射線被害を受けた市民の社会的保護について』第4条の改正について」<sup>5</sup>によって、チェルノブイリ原発事故被災者の子供に対する社会的支援の条件が緩和された。第4条は、チェルノブイリ原発事故による放射線の影響を受けた被災者全体の社会的支援の概念に加えて、対象者の条件も定めている。同条の規定によれば、社会的支援を受けるためには、汚染地域における一定期間の居住又は労働経験<sup>6</sup>が必要とされ、従来は隔離地域以外の3つの汚染地域で生まれた子供はそれらの要件を免除するとされていた。

今回の改正により、出生前に両親又は父母のどちらかに隔離地域以外の3つの汚染地域における恒常的な居住又は労働の経験があり、出生後もそれらの地域に居住している子供は、本人の出生地に関係なくそれらの要件を免除するという内容に変更された。今回の法改正は2016年7月1日以降に発生した法的関係に適用されるが、社会的支援の条件の緩和の施行日は、2018年9月7日現在未定である。

### 参考文献

- ・尾松亮『3.11とチェルノブイリ法：再建への知恵を受け継ぐ 新版』東洋書店新社, 2016.3.  
なお、専門用語の訳は基本的にこの資料に準拠し、一部改めた。

<sup>5</sup> Федеральный закон от 04.06.2018 г. № 144-ФЗ <<http://kremlin.ru/acts/bank/43139>>

<sup>6</sup> 退去地域は1年以上、移住権付居住地域は3年以上、特惠的社会・経済ステータス付居住地域は4年以上。